

令和3年第5回農業委員会総会会議録

召集年月日 召集場所	令和3年5月26日 滝上町役場大会議室					
開閉会の日時及び 宣言	開会 令和3年5月26日 午前9時 30分 議長 瀬川 博 閉会 令和3年5月26日 午前11時 00分 議長 瀬川 博					
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の別	議席 番号	氏 名	出・欠 の別
	1	温水 吾郎	出席	8	日野 茂	出席
	2	原田 竜太	出席	9	池田 政隆	出席
	3	村田 牧子	出席	10	西田 征司	出席
	4	大坪 省三	出席	11	佐々木 渉	出席
	5	張間 真之	出席	12	井上 秀幸	出席
	6	林 花美	出席	13	瀬川 博	出席
	7	太田越 亘	出席			
会議録署名委員	佐々木委員			井上委員		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	加藤 暢也	係長	北嶋 佑太	書記	森川 光
議事日程	報告第2号 あっせん報告について 議案第1号 農地法第3条第1項の規程による許可申請について 議案第2号 現況証明願いについて					
会議の経過	別紙のとおり					

議長 本日、在任委員 13 名、出席委員 13 名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議は成立いたしました。

これより、第 5 回農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第 13 条の規定により 1 1 番佐々木委員、1 2 番井上委員の兩名を指名いたします。

日程第 2. 報告第 1 号. 会長の動向ですが、例年 6 月に開催予定となっていた北海道農業会議総会についても書面協議となります。

日程第 3. 報告第 2 号. あっせん報告について上程いたします。第 4 回総会であっせんすることに決定していた件につき日野委員長より報告願います。

日野委員 令和 3 年第 4 回農業委員会総会であっせんすることに決定していた●●●●さん・●●●●さんから申し出があった農地の売買に係るあっせんについて報告いたします。

相手方を●●●●さん、●●●●さんとして選定し 5 月 18 日にあっせん委員会を開催したところ、

相手方を●●●●さんとする農地については親子併せて 35 筆 1 2 7, 2 6 1. 3 9 m²総額 5, 6 0 0, 0 2 1 円、相手方を●●●●さんとする分については親子併せて 2 8 筆 3 2 7, 2 5 3. 6 8 m²総額 8, 5 0 0, 2 2 7 円で成立しましたことを報告いたします。

なお、当該申し出のあった農地についてはあっせん終了時に合理化事業の活用を求めていますので、次月以降に権利設定等の審議をするものとして事務を進めています。

議長 ただいま、報告のありました件について質疑ございませんか。無いようですので、あっせん報告を了承することでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めあつせん報告を了承することといたします。

日程第4. 議案第1号. 農地法第3条の許可申請であります。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、●●●●さんと●●●●さんの3条売買の案件になります。この3条申請の背景を説明させていただきます。●●●●さんは昨年5月の審議で以前●●●●さんが貸借していた●●●●さんの農地を貸借しています。そのあっせんの中で●●●●さんの土地が一部農地になっている事を確認しておりました。そのときから●●●●さんは●●●●さんの土地の農地部分を取得もしくは貸借をしたいと事務局も相談を受けていたのですが、本人は死亡しており法定相続人の●●●●さんの体調もよろしくないため調整がつかない状態でした。

しかし、4月に町部局で●●●●さんの親族としてお世話をされている代理人の●●●●さんから土地を処分したいとの希望を受けており相続登記も実行する事を確約した上で今回話が成立したものとなります。

申請内容については説明資料1ページをご覧ください。この表によりチェックを行いました。問題ありませんでしたので審議の参考にしてください。場所については議案13ページの図面をご参照ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
本件は、現地確認を必要としますので審議を保留いたします。

日程第5. 議案第2号. 現況証明願いについて議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、現況証明願いであります。大阪市の●●●●さんという方から所有権移転に伴い地目変更したいという願い出がありました。この土地については過去に植林のため永久転用を許可しておりますが、登記上の地目の変更をしていなかったものになります。場所については16ページをご覧ください。

議長 この件に関し質疑ございませんか。
質疑を打ち切ります。
本件は、現地確認を必要としますので審議を保留いたします。
ここで現地確認のため休憩いたします。

(休憩, 現地確認)

休憩を解き会議に戻します。
審議保留としていた議案第1号 農地法第3条第1項の許可申請について審議します。この件について意見を求めます。2番原田委員

原田委員 許可申請して良いと思います。

議長 ただ今許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件は許可することに決定しました。

続いて議案第2号 現況証明願いについて審議します。この件について意見を求めます。3番村田委員。

村田委員 全員で現地確認をした結果証明を発給しても良いと思います。

ただ今の意見は、証明書を発給してよろしいとの意見ですが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件は願い出どおり証明書を発給することに決定いたしました。

以上で全議案の審議が終了いたしました。これで第5回農業委員会総会を終了いたします。